

甲状腺外科草子 82

信玄の補佐官：武田信繁の九十九箇条(前)

杉野 圭三

武田信玄は父信虎との折り合いが悪く、信虎は次男信繁(左馬助典厩)を信頼し、家督を譲ろうと考えていた。信虎は信玄により追放されが、信繁はその後も兄に忠実に仕え、文武に優れた家臣団からも深く信頼され武田家の中心として活躍した。



甲陽軍鑑 武田信繁 (1525-1561)

甲陽軍鑑には、甲州法度や武田信繁が息子に残した家訓(典厩九十九箇条)が記され、信繁が如何に家中で尊敬されていたかが伺われる。この九十九箇条は息子への家訓の形であるが、他家の武士にも知られた有名な物であった。序文は名文だが長いので抜粋とする。

天地の間に万物あり。万物の間に靈長あり。此れを名づけて人倫と曰ふ。中略—ここに武田信繁、文あり、武あり、礼あり、義あり、中略—学はただ身を潤すのみにあらず、国家を興隆し、子孫を栄茂するの本なり。中略—巻を出でずして天下を知る。それ唯此の一簡、大いなるかな、到れるかな(この家訓を読めば天下を知ることができる)。龍山子謹んで記す。

以下に九十九箇条を記す(一部省略あり)。

1. 屋形様に対し逆意あるべからざること。『論語』に云く —以下略—
2. 戦場においていささかも未練を為すべからざること。『呉子』に曰く、生を必ずする時は則ち死す。死を必ずする時は則ち生く。
3. 油断なく行儀嗜むべき事。『史記』に云く、其の身正しき時は則ち令されども行なはる。其の

身正しからざる時は令すといえども従わず。

4. 武勇専ら嗜むべき事。『三略』に云く、強将下には弱兵なし。

5. 毎遍虚言すべからざる事。『神託』に云く、正直は一旦の依怙に非ずと雖も、終には日月の憐みを蒙る。但し、武略の時は時宜に依るべきか。『孫子』に曰く、実を避け、虚を撃つ。

6. 父母に対し、いささかも不孝すべからざる事。

7. 兄弟に対し、いささかも疎略すべからざる事。『後漢書』に云く、兄弟は左右の手なり。

8. 身軀に相当せざる儀、一言も出語すべからざる事。『応機』に云く、人一言を出して其の長短を知る。

9. 諸人に対して少しも緩怠(無作法)すべからざる事

11. 学問、油断すべからざる事。『論語』に云く、学んで思はざる時は則ち罔なり。思ひて学ばざる時則ち殆(あやう)し。

13. 諸礼、油断なく嗜むべき事。

14. 風流過すべからざるの事。『史記』に云く、酒極まる時は乱る、楽極まる時は悲しむ。『左伝』に云く、宴安は鴆毒、思ふべからず。

15. 尋に預る方に対して、疎略すべからざる事。

16. 毎事堪忍の二字、意(こころ)に懸くべき事。『史記』に云く跨下の恥は小辱なり。漢の功を成すは大功なり(漢の三傑、韓信の股潜りのこと)

18. 知行ならびに御合力を望むべからざる事。

19. 佞言(愚痴)・雑談すべからざる事。

20. 家中の郎従に対し、慈悲肝要の事。『三略』に云く、民を使うこと四支(手足)の如くにする。

21. 家来の者、冠落(病氣)の時は縦(たと)ひ造作入り候と雖も、一途下知を加ふべき事。『軍識』に云く、士を思ふこと、渴するが如くす(家来の身を案ずること、渴いて水を欲する如くせよ)。

九十九箇条は余りにも長く、一部を省略した。書く方も、読む方も限界である。

『次回に続く!』としよう。

参考資料：甲陽軍鑑(佐藤正英)、Wikipedia

(一甲状腺外科医の徒然なる随想)

2023年11月14日